

| | |
|---------|------|
| 西宮市監査委員 | 亀井健 |
| 同 | 鈴木雅一 |
| 同 | 小林光枝 |
| 同 | 篠原正寛 |

指定管理者監査結果報告
(パーク二四株式会社)

地方自治法第199条第7項の規定により、公の施設の指定管理者監査を行った結果は、次のとおりです。

同条第9項の規定に従い報告します。

なお、亀井健監査委員は、当該指定管理者の指定に係る期間中、総務局長の職にあったため、指定の手續に係る監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥しました。

指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

西宮市立北口駐車場（以下「北口駐車場」という。）の指定管理者、パーク二四株式会社（以下「会社」という。）における、主として平成21年4月1日から22年3月31日までの期間に執行された公の施設の管理運営に関する出納、その他の事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、所管部局及び指定管理者提出による直近の数値を用いるよう努めました。

第2 監査の期間及び方法

平成22年7月20日から事務局監査に入り、その結果復命を受け、同年10月18日に総務局及び会社関係者の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 指定管理者の概要

(1) 名称 パーク二四株式会社（設立 昭和48年2月3日）

(2) 本社所在地 東京都千代田区有楽町二丁目7番1号

(3) 資本金 68億2,263万8,328円（平成22年4月30日現在。市の出資なし。）

(4) 事業の内容

主な事業内容は、会社の定款によれば、駐車場設備に関する機械及び器具の製造、販売、賃貸及び保守、駐車場設備工事の設計及び施工、駐車場の経営、駐車場及び土地建物の管理業務、その他の事業となっています。

本市では、21年度から23年度の間、北口駐車場の指定管理者に指定され、管理運営を行っています。

2 指定管理の概要

(1) 管理施設の概要

北口駐車場は、阪神・淡路大震災後、阪急西宮北口駅周辺において、活力と賑わいのある街づくりを推進するために再開発事業の一環として整備されました。同駅周辺で発生する駐車場需要に応え、不特定の利用者にも対応ができる公共駐車場として、駅前商業施設（アクタ西宮）の地下1階、2階部分に平成13年度に開設されたものです。設置及び管理は、西宮市立北口駐車場条例（以下「駐車場条例」という。）に基づいています。

所在地は、アクタ西宮の西館部分が北口町1番1号、東館部分が北口町1番2号となっています。

供用時間は、西宮市立北口駐車場条例施行規則（以下「施行規則」という。）第2条第1項の規定により、午前0時から午後12時まで24時間とされており、入出庫は、同条第2項の規定により、緊急その他市長が必要と認める場合を除き、午前7時から午後12時までとされています。

駐車場の規模は、平面式駐車場576台、機械式駐車場94台の計670台で、面積は、22,131m²となっています。

北口駐車場は、都市基盤整備公団（現「独立行政法人都市再生機構」）から取得したものです（取得価額34億7,607万円）。取得代金は、都市基盤整備公団の割賦制度を利用して、13年度から25年償還で支払われます。20年度から借入金利息の支払に加え、元金償還が始まっており、21年度の償還額は、元金1億9,311万円、利息5,715万円及び割賦事務費204万円で、計2億5,231万円となっています。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第3項及び西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）に基づいて、次のとおり適正・公正に行われています。

北口駐車場については、18年度から指定管理者による管理に移行し、同年度から20年度までは、山村倉庫株式会社が指定管理者となっていました。21年度から23年度の期間に係る指定候補者の選定にあたっては、20年11月の阪急西宮ガーデンズの出店に伴う利用減が予測されたことから、これを回避するために、企業努力が報われるインセンティブ方式（報奨金等の制度）の導入及び増収のための具体的提案を募集することとされました。

20年9月12日、指定手続条例施行規則第3条の規定に基づき設置された西宮市立北口駐車場指定候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が選考基準を決定し、募集要項を同月29日から10月10日まで配布し、同月20日から31日までを申請書受付期間としていました。応募した4団体のプレゼンテーションを経て、21年1月16日、選定委員会は、会社が指定管理者として最も適当と認められる団体であると答申しています。答申においては、応募団体の概要、施設運営の基本方針、管理運営体制、経営管理等を選定基準に基づいて書類審査を行い、さらに応募団体全てに面接審査を行い、総合的に評価し、選考を行った結果であるとしています。市は、選定委員会の答申を受け、会社を指定候補者とし、21年3月に市議会の議決を経て、会社は指定管理者に指定されています。

指定期間は、21年4月1日から24年3月31日までの3年間とされています。

（3）業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、駐車場条例第14条及び西宮市立北口駐車場指定管理者基本協定書（以下「基本協定書」という。）第5条第1項において次のように規定されています。

- ア 駐車場の料金の徴収並びに定期駐車券及び回数駐車券の発行に関する事務を行うこと。
- イ 駐車場の料金の減免に関する事務を行うこと。
- ウ 駐車場の料金の還付に関する事務を行うこと。
- エ 駐車場の使用の制限に関する事務を行うこと。
- オ 割増金の徴収に関する事務を行うこと。
- カ 駐車場の施設及び設備の維持管理を行うこと。
- キ その他駐車場設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

基本協定書では、会社が当該業務を行うにあたり守るべき事項として、秘密の保持、個人情報の保護、情報の公開、会計区分、事業報告書等の作成及び提出、財産の管理、危険負担、原状回復義務、権利の譲渡の禁止等について取決めがなされています。

（4）指定管理料

21年度の指定管理料については、年度協定書が締結され、5,800万円と定められています。この額には、精算経費として、光熱水費642万円及び修繕料66万円が含まれています。会社に支払われた光熱水費及び修繕料は、年度終了後、精算することとなっています。21

年度に光熱水費に要した経費は 660 万円、修繕料に要した経費は 21 万円で、差引き 26 万円が精算により返還されています。

(5) 責任の分担

指定管理業務に係る市と指定管理者との責任の分担は、基本協定書別表において次のように規定されています。

| 種 類 | リ ス ク の 内 容 | 負 担 者 | |
|----------------------|--------------------------------------|-------|-------|
| | | 市 | 指定管理者 |
| 不可抗力 | 自然災害等による業務の変更・中止・延期 | 協議事項 | |
| 運営費上昇 | 運営費の増大 | | (注1) |
| 施設・設備損傷 | 指定管理者の責に帰すべき事由による場合 | | |
| | 修繕費が1件10万5千円を超えない場合 | | |
| | 上記以外の場合 | 協議事項 | |
| 債務不履行 | 市の協定内容の不履行 | | |
| | 指定管理者による業務及び協定内容の不履行 | | |
| 利用者等への 損害賠償 | 指定管理者としての業務に関して注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 | | |
| | 施設・設備の設置に関する瑕疵により損害を与えた場合 | | |
| | 上記以外の場合 | 協議事項 | |
| 施設等に係る火災保険及び災害保険への加入 | | | (注2) |
| 利用者に係る損害賠償保険への加入 | | | |

注1 市の指示による場合は、協議事項とする。

2 指定管理者の責に帰する場合。

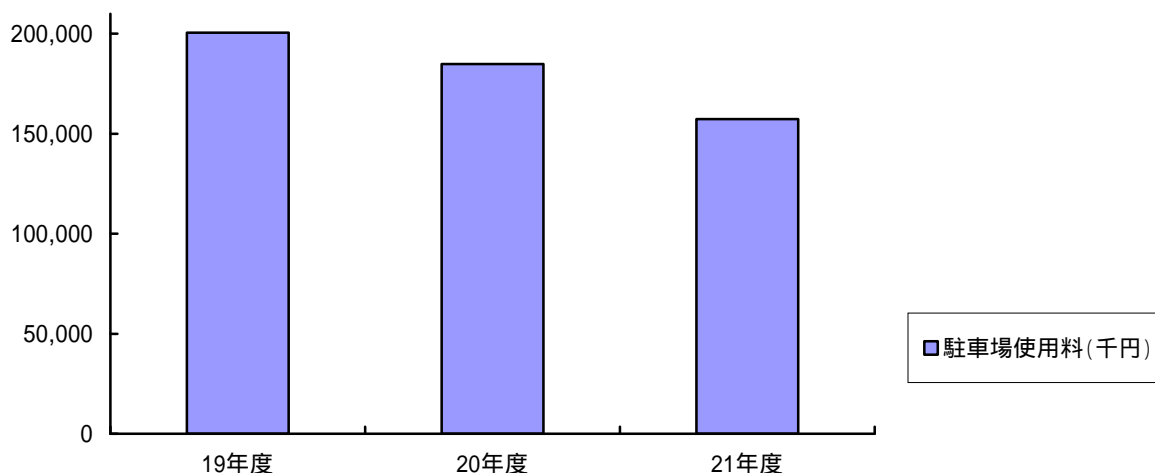
20年度までの指定管理における責任の分担との主な変更点としては、運営費の上昇について、20年度までの指定管理では、「市の要因による運営費の増大」が市の負担であることのみが規定されていましたが、21年度からの指定管理においては、運営費の増大は指定管理者の負担(ただし、市の指示による場合は協議事項)とされ、利用者等への損害賠償について、20年度までの指定管理では、施設等の管理上の瑕疵に係るものは市の負担とされ、これ以外の場合は協議事項とされていましたが、21年度からの指定管理においては、指定管理者としての業務に関して注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合は指定管理者の負担、施設・設備の設置に関する瑕疵により損害を与えた場合は市の負担、これら以外の場合は協議事項とされ、市と指定管理者との責任分担の明確化が図られています。

3 使用料収入の状況及び施設の利用状況

最近3か年の駐車場使用料の収入実績は、次のとおりです。

(単位：円)

| 区 分 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 駐車場使用料 | 200,614,980 | 184,905,405 | 157,315,650 |



平成21年度の駐車場使用料の収入は、1億5,731万円と、前年度に比べ2,758万円(14.9%)の減となっています。

駐車料金は、駐車場条例別表の規定により、午前7時から午後12時までは駐車時間30分につき150円(普通駐車料金)、午前0時から午前7時までは1回につき700円(夜間駐車料金)となっています。ただし、アクタ西宮ステーション、西宮市北口保健福祉センター、西宮市大学交流センター、西宮市消費生活センター、西宮市立北口図書館又は西宮市立北口ギャラリーのいずれかの施設を利用する場合は、最初の30分は無料となります(施行規則第5条第1項)。

駐車定期券については、全日終日駐車可能な駐車定期券(1月につき1万5千円)に加えて、21年8月1日からは、月曜日から金曜日までの平日に駐車可能な平日終日定期券(1月につき1万3千円)及び月曜日から金曜日までの平日午前7時から午後8時までの間に駐車可能な平日時間指定定期券(パークアンドライド定期券。1月につき1万円)が発行されました。回数駐車券については、枚数に応じて10%から50%の割引がなされる旨が施行規則別表で規定されています。

なお、22年8月1日より、当日の駐車料金の上限を2千円とし、定期駐車については、

車庫証明の発行が可能となる月極の区分（1月につき1万4千円）を新設するとともに、平日終日定期券を1月につき1万3千円を1万円に、平日時間指定定期券を1月につき1万円を8千円に改定する旨の駐車場条例の改正を行っています。

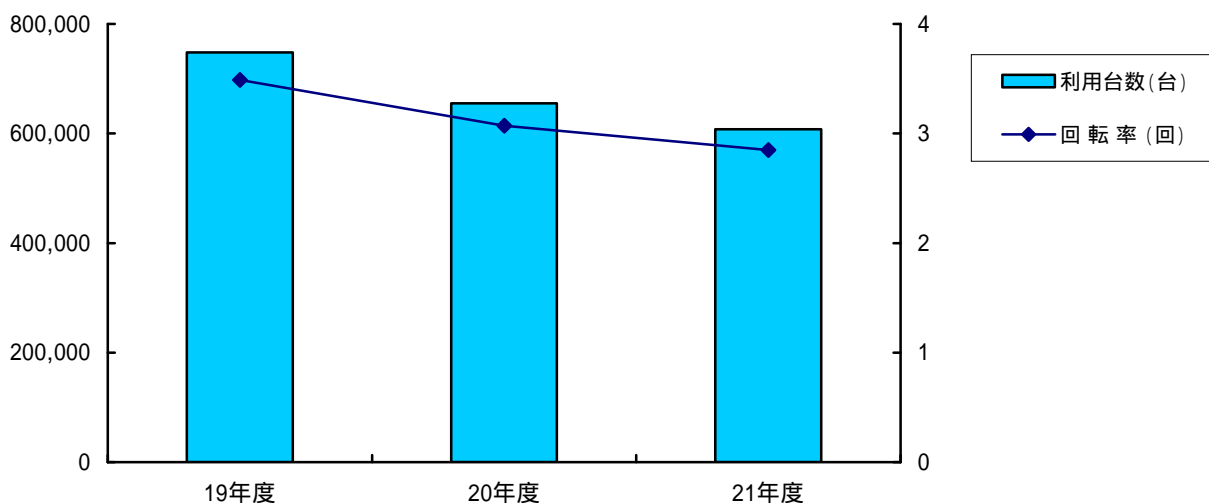
駐車場使用料は、各月1日から15日までに会社が収納したものは当月末日までに、各月16日から末日までに会社が収納したものは翌月15日までに、市の指定する口座に振り込まれています。ただし、定期駐車券、回数駐車券、クレジットカード及び法人カードに係る駐車場使用料については、会社が収納した当月分の料金を一括して、翌月15日までに振り込まれています。

なお、駐車場条例第14条第3号及び基本協定書第5条第1項第3号において、指定管理者は駐車場料金の還付に関する事務を行うこととされていますが、還付は原則としてないとして、管理業務仕様書等において還付に関する事務について規定がされていません。しかし、駐車場条例第7条ただし書において、市長が特に必要があると認めるときは、料金を還付すると定めており、施行規則第6条においても料金の還付について規定していることから、管理業務仕様書等においても還付事務に関する規定を整備する必要があります。

最近3か年の利用台数及び年間平均回転率の状況は、次のとおりです。

(単位：台・回)

| 区 分 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| 利用台数 | 747,930 | 655,197 | 608,018 |
| 回 転 率 | 3.49 | 3.07 | 2.85 |



注 利用台数は左軸の数値で表記、回転率は右軸の数値で表記。

21年度の利用台数は608,018台、回転率は一日当たり2.85回と、前年度に比べ、それぞれ47,179台(7.2%)、0.22回(7.2%)の減となっています。

4 指定管理経費の収支状況

会社は、年度協定書で取決められた指定管理料5,800万円を収入し、人件費、管理費、事務費に支出しています。年度協定書第2条第3項の規定により、前述のとおり、指定管理料に含まれる光熱水費及び修繕料は、年度終了後、精算するものとされており、平成21年度の精算が行われた結果、26万円を市が収入しています。

21年度の指定管理料の収支状況は、次のとおりです。

(単位：円)

| 収 入 | | 支 出 | | | | |
|---------|------------|------------|--------|-----------|------------|------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | | | 金 額 | |
| 指定管理料収入 | 58,000,000 | 人件費 | 駐車場管理員 | | 6,741,504 | |
| | | 管理費 | 光熱水費 | | 6,606,705 | |
| | | | 施設維持管理 | 駐車場管理 | | 24,112,154 |
| | | | | 駐車場清掃 | | 650,000 |
| | | | | 料金自動精算機 | | 378,000 |
| | | | | 駐車装置 | | 449,820 |
| | | | | 送風機保守 | | 2,495,342 |
| | | | | 駐車場シャッター | | 183,784 |
| その他 | | 12,135,284 | | | | |
| | | 修繕料 | | 213,339 | | |
| 事務費 | | 消耗品 | | 4,618,144 | | |
| 収支差額 | | | | 584,076 | | |
| 計 | 58,000,000 | 計 | | | 58,000,000 | |

会社の21年度の指定管理料の収支では、58万円の収入不足となっています。

なお、基本協定書第11条第2項において、指定管理者は、収支に関する帳票その他業務に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市が必要と認めると

きは、その状況を報告しなければならないとされていますが、会社は、全国の駐車場に係る出納経理を東京本社で一括管理しているため、北口駐車場独自の経理簿は存在せず、また、市においても、詳細な経費の支出状況は確認していません。しかし、指定管理料の積算の妥当性、会社による経費削減の効果等を提案時に示された経費予測と比較、検証するためにも、経費の積算を明確に説明する必要があると思われます。

指定管理料とは別に、基本協定書第6条で報奨金等の制度が定められており、駐車場使用料収入実績が報奨基準額を超えた場合、その超えた金額の5割を市が会社に支払い、逆に駐車場使用料収入実績が報奨基準額を下回った場合、その下回った金額の5割を会社が市に支払うこととなっています。報奨基準額は、選定委員会において審査した会社提案の駐車場使用料予定額に相当する額であり、年度協定書第5条の規定により1億7,588万円とされています。21年度の駐車場使用料収入額は1億5,731万円であったことから、その差額の5割に相当する金額928万円を22年5月25日に会社が市に対して支払っています。

5 業務の改善

会社が平成21年度に実施した利用率向上のための措置、業務改善の主な内容は、次のとおりです。

新たなサービスの提供

- ・会員カード（ポイントカード）による顧客獲得
- ・クレジットカードによる料金決済
- ・法人カードによる業務車両の誘導
- ・回数券の会員への販売
- ・コンタクトセンターによる問い合わせ対応

施設利用向上

- ・満空情報等の駐車場に関する情報提供

利用促進、利用者増加、利用率向上への取組み

- ・スムーズな交通誘導（21年12月に看板設置）
- ・情報配信及び施設駐車場案内（メールマガジンの配信、アクタ西宮ステーション等の公共施設との提携）

新聞折込み（21年7月、10月）

営業マンによる周辺店舗への回数券等の営業

定期券種別の追加（21年8月1日実施）

阪急西宮北口駅エリア共通のチケット使用開始（21年12月から。エリア共通チケットとは、会社が周辺店舗に販売し、利用時には、実績金額を集計し、クレジットカードと同様の扱いで入金するもの。）

また、21年11月に利用者へのアンケートが実施され、市の分析において、駐車料金の設定は適当であると市民同意を得られている、駐車場の清潔感や係員のサービス・接客態度等のソフト面で悪い評価は見られず、会社の経営努力に一定の成果が確認されるとする一方、利用者は市内からのリピーターが大半を占め、利用の目的は買い物であることから、市外からの利用者、通勤・仕事等の利用客、新規顧客の獲得が課題であるとしています。

今後とも、利用者の声を業務に反映させる取組みを行ってください。また、市においても、会社の提案が実現できるよう関係者との協議を進めてください。

6 所管部局での業務実施状況

(1) 指定管理者との協定等

北口駐車場に係る指定管理者の指定については、平成21年4月1日付で指定手続条例第6条第2項及び同条例施行規則第4条の規定により、告示が行われています。併せて、使用料の料金徴収事務を指定管理者に委託したため、地方自治法施行令第158条第2項の規定による告示も同日付で行われています。また、市は、指定管理者との間で基本協定書及び年度協定書を同日付で締結しています。

21年度の指定管理料は、年度協定書第2条第1項で、その額が定められ、同条第2項で、四半期ごとに当該四半期終了後、指定管理者の請求によりその翌月末日までに支払うこととされています。

21年度の指定管理料の支出状況は、次のとおりです。

(単位：円)

| 摘 要 | 支払(戻入)額 | 支出(戻入)命令日 | 支払(戻入)日 |
|----------|------------|-----------|-----------|
| 第1四半期分 | 14,500,000 | 21年8月19日 | 21年8月28日 |
| 第2四半期分 | 14,500,000 | 21年10月6日 | 21年10月19日 |
| 第3四半期分 | 14,500,000 | 22年1月14日 | 22年1月28日 |
| 第4四半期分 | 14,500,000 | 22年4月7日 | 22年4月28日 |
| 精算による戻入金 | 268,956 | 22年4月30日 | 22年5月24日 |
| 計 | 57,731,044 | | |

なお、独立行政法人都市再生機構（16年7月設立。旧「都市基盤整備公団」）への償還も含めた北口駐車場に係る資金収支計画は、次のとおりです。

（単位：千円）

| 年度 | 駐車場使用料 (a) | 駐車場維持 管理経費(b) | 駐車場整備 事業費 (c) | 差 引 額 (a-b-c) | 累 計 額 |
|----|---------------|------------------|------------------|------------------|-----------|
| 13 | 77,811 | 44,899 | 65,359 | 32,447 | 32,447 |
| 14 | 207,816 | 108,081 | 65,359 | 34,376 | 1,929 |
| 15 | 209,259 | 109,285 | 65,359 | 34,615 | 36,544 |
| 16 | 213,619 | 98,069 | 65,359 | 50,191 | 86,735 |
| 17 | 209,880 | 93,716 | 65,359 | 50,805 | 137,540 |
| 18 | 209,797 | 86,224 | 65,359 | 58,214 | 195,754 |
| 19 | 200,615 | 84,728 | 65,359 | 50,528 | 246,282 |
| 20 | 184,906 | 75,423 | 255,836 | 146,353 | 99,929 |
| 21 | 157,316 | 76,834 | 252,319 | 171,837 | 71,908 |
| 22 | 181,533 | 79,359 | 248,801 | 146,627 | 218,535 |
| 23 | 181,533 | 79,548 | 245,284 | 143,299 | 361,834 |
| 24 | 173,461 | 78,580 | 241,767 | 146,887 | 508,721 |
| 25 | 173,461 | 78,580 | 238,249 | 143,369 | 652,089 |
| 36 | 173,461 | 78,580 | 199,559 | 104,679 | 1,997,008 |
| 37 | 173,461 | 78,580 | 196,042 | 101,162 | 2,098,169 |
| 38 | 173,461 | 78,580 | 0 | 94,880 | 2,003,289 |
| 39 | 173,461 | 78,580 | 0 | 94,880 | 1,908,409 |
| 58 | 173,461 | 78,580 | 0 | 94,880 | 105,682 |
| 59 | 173,461 | 78,580 | 0 | 94,880 | 10,802 |
| 60 | 173,461 | 78,580 | 0 | 94,880 | 84,078 |
| 計 | 8,452,130 | 3,843,638 | 4,524,413 | | |

注1 所管部局提出資料による。21年度までは、実績額。

2 駐車場維持管理経費には、指定管理料のほかに、施設管理共益負担金等、駐車場維持管理工事費等が含まれる。

収支差引の累計額は、20年度に独立行政法人都市再生機構への元金償還が開始するとともに、21年度から赤字となりましたが、償還の最終年度である37年度を赤字額のピークとして、その後は遞減し、60年度で黒字になるとしてしています。

今後とも、資金収支計画を定期的に見直し、市民に対し、公共駐車場である北口駐車場の収支状況を説明するとともに、将来の施設更新計画についても検討を進めてください。

(2) 業務実施状況の確認等

会社から毎月、売上月報、利用台数その他指定管理業務に係る月間報告書が提出され、業務の実施状況が確認されています。

また、四半期毎の指定管理料の支払に先立ち、21年8月、同年10月、22年1月、同年4月に指定管理業務に対する検査が実施され、任意の日の駐車場使用料精算機の精算記録と会社からの月次報告書との合致の確認等を行っています。

年度終了後、会社から管理の業務の実施状況、利用状況、使用料収入の実績、管理に係る経費の収支状況等を記載した年度事業報告書が提出され、年度業務の実施状況が確認されています。

なお、指定手続条例第8条及び基本協定書第11条第1項では、事業報告書は、毎年度終了後30日以内に作成され、市に提出されなければならないとされていますが、21年度事業報告書は、22年5月31日付けで作成、提出されています。

今後、改善策を検討してください。

(3) 第三者への委託

会社が第三者に業務を委託するときは、基本協定書第5条第2項で、市の承認を得て、業務の一部を第三者に委託して行うことができるとされており、基本協定書別記「個人情報取扱特記事項」第6項においては、個人情報を取扱う業務を第三者に委託する場合は、当該第三者に、基本協定書及びこの個人情報取扱特記事項と同様の措置を講じさせることを求めています。管理業務仕様書では、設備等の保守管理に係る各種業務について、自らの団体が実施できない業務を第三者に委託できるものとし、駐車場監理業務等について会社の子会社に委託が行われています。また、指定管理者選定時の会社からの提案においては、現場係員は会社の職員が配置される計画でしたが、施設設備維持管理業務については別会社に委託が行われています。これらのことについて、会社から第三者委託承諾願が提出されていますが、これに対する市の承認の決定手続が明確ではありません。

今後、第三者への委託の承認にあたっては、承認の理由及び決定手続を明確に説明できるように、努めてください。特に提案時の内容と異なる場合は、慎重に判断してください。

(4) 利用料金制への対応

利用料金制とは、地方公共団体が適当と認めるとき、指定管理者にその管理する公の施設の使用料等をその指定管理者の収入として収受させるというものです。使用料等の額は、市の条例で定める範囲内で指定管理者が市の承認を受けて定めることとなります。

北口駐車場については、利用料金制は導入されていません。市は、既に報奨金等の制度を導入しており、指定管理者の経営努力を発揮することが可能な制度となっているが、利用料金制の導入の可否についても検討したいとしています。

今後とも、利用料金制を含めて、民間のノウハウを効果的に発揮することができるよう努めてください。

(5) 包括外部監査での結果

20年度の包括外部監査では、公の施設等の管理運営について監査が行われました。この監査の結果報告書において、北口駐車場について出された指摘事項及び意見並びにこれらに対して市が講じた措置は、次のとおりです。

| 指摘事項及び意見 | 講じた措置 |
|-----------------------|--|
| 指定管理者と市の責任分担の明確化 | 基本協定書の運営費の上昇に関する項目において、「市の要因による運営費の増大」について、市の負担とのみ規定されていたものを、21年度からの指定管理業務では、「運営費の増大」を指定管理者の負担(ただし、市の指示による場合は協議事項)に変更した。 |
| 年度協定書における指定管理料精算の錯誤記載 | 21年度からの指定管理業務では修正した。 |
| 年度協定書における精算条項の再検討 | 光熱水費の取扱いについて、市の基本的な管理運営の考え方も含めて再検討する。 |
| 駐車場事業に係る損益管理と資金管理の明確化 | 指定管理業務の運営形態及び施設の中長期修繕計画の策定等もふまえ、次回指定管理者選定までに検討する。 |
| 駐車場利用料金等の再検討 | 今後も市民の理解を得られるような料金体系を引続き研究する。 |

| | |
|------------------|--|
| 指定管理者の評価 | 指定管理者は、常時受付けている苦情・意見等を常に利用者サービスへ反映できる体制をとっており、また、これとは別に、年度毎にアンケート調査を実施し、自己評価及び今後のサービス向上の指針にする。 |
| 指定管理者の募集時での説明会開催 | 今後は、募集説明会の実施を検討する。 |
| 募集前での審査基準の検討 | 20年度に実施された指定管理者の選定においては、募集前に選定委員会が開催され、選定基準が検討・決定された上で募集が開始された。 |

今後とも、包括外部監査結果報告書での意見の趣旨が反映されるよう、検討を進めてください。

北口駐車場は、阪急西宮北口駅周辺の路外駐車場という側面とともに、商業施設に併設された駐車場という側面も併せ持っています。また、駐車場の経営は、周辺環境や経済情勢等の変化に影響を受けやすいともいえます。

今後とも、会社は、市民の利便性の向上及び地域の道路交通の円滑化に資するという北口駐車場の設置の趣旨を尊重し、全国での駐車場経営で培った実績を活かし、業務の実施にあたってください。また、市は、民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図りつつ、経費の節減等を図るという指定管理者制度導入の趣旨を尊重して、北口駐車場によるサービスの提供が最大限の効果を生むよう努め、市、会社及びアクタ西宮の商店会が協議、連携して、より市民に利用してもらえる駐車場として利用率が向上する方策を多方面から検討してください。